

調査研究委託及び奨励の事業に関する規定

一般財団法人 厚生労働統計協会

第1条 一般財団法人厚生労働統計協会（以下「協会」という。）は、定款第4条第1項第1号及び第5号の事業のうち、厚生労働統計に関する調査研究委託及び奨励等の事業（以下「調査研究委託奨励事業」という。）を、この規定により行う。

第2条 調査研究委託奨励事業は、次のとおりとする。

- 一 厚生労働統計の整備、改善及び普及に関する調査研究の委託
- 二 協会発行の「厚生指標」に掲載された論文のうち、適当と認められたものに対する「川井記念賞」の授与並びに表彰状及び副賞の贈呈

第3条 前条第1号の規定に基づく調査研究委託事業対象の選定は、協会会長が委嘱する学識経験者委員により構成される調査研究委託事業対象選定委員会が行う。

2 前条第2号の規定に基づく川井記念賞表彰論文の選定は、協会会長が委嘱する学識経験者委員により構成される川井記念賞選定委員会が行う。

第4条 調査研究委託奨励事業の経費は、協会会計処理規則第4条の「その他会計及び法人会計」（川井記念基金果実を含む。）から支出する。

第5条 この規定に定めるほか、調査研究委託奨励事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規定は、令和7年9月10日から施行する。